

甲欄 乙欄  
令和3年分  
給与所得  
に対する源泉徴収簿

所屬	職名	住所	氏名	整理番号							
酒田市光ヶ丘二丁目 2-36			国税 花子								
区分	支払年月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰越した過不足税額	同上の税額につき還付又は徴収した月区分	円
1	3/31	100,000		100,000	0	720		720			
2	2/28	100,000		100,000	0	720		720			
3	3/31	100,000		100,000	0	720		720			
4	4/30	100,000		100,000	0	720		720			
5	5/31	100,000		100,000	0	720		720			
6	6/30	100,000 (600,000)		100,000	0	720		720 (4,320)			
7	7/31	100,000		100,000	0	720		720			
8	8/31	100,000		100,000	0	720		720			
9	9/30	100,000		100,000	0	720		720			
10	10/31	100,000		100,000	0	720		720			
11	11/30	100,000		100,000	0	720		720			
12	12/31	100,000 (600,000)		100,000	0	720		720 (4,320)			
計		1,200,000		1,200,000		8,640		8,640			
6/6/30		200,000		200,000		8,168		8,168			
12/12/10		200,000		200,000		8,168		8,168			
計		400,000		400,000		16,336		16,336			

令和2年分以降

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

※令和2年以降、給与所得控除額の最も低い額が65万円から55万円になります。

※令和2年以降、基礎控除額が38万円から48万円になります。

4 給与支払報告書(個人別明細書)

酒田市光ヶ丘 2-2-36

専給 7 1,600,000 9 1,050,000 20 761,440 25 14,700

13 166,440 15 100,000 16 15,000

120,000 120,000

166,440 45,000

36 6 13

酒田市光ヶ丘 2-2-36

国税 太郎 33-1461

国税 納付書 (納付書) 領収済通知書

令和3年度 酒田 税務署 00040596 1110

区分 令和3年 3月 31日 支払金額 1,200,000 税額 16,336

納期等の区分 令和3年 3月 7日 至 3月 12日

支払分源泉所得税及び復興特別所得税

年末調整による不足税額(04) 10276

年末調整による超過税額(05) 10380

本税 10380

延滞税

合計額 10380

住所 酒田市光ヶ丘二丁目 2-36

氏名 国税 太郎

納期特例分

※納付税額が0となる場合であっても、必ず「合計額」が0の納付書を作成し税務署へ提出(又は郵送)してください。(提出されていない場合、税務署からお尋ねさせていただく場合があります)